

令和4年4月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度4月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第1号	農業振興地域整備計画変更審議について	(5件)
議案第2号	農地法第3条許可申請書審議について	(12件)
議案第3号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第4号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第5号	農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第6号	非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第7号	農用地利用集積計画審議について	(56件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度4月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員15名が出席です。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、10番「楠真憲」委員と11番「東芳男」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第1号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。5件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1から番号4の種別は除外です。
番号5の種別は用途変更です。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
8番 議案第1号の番号1について報告いたします。
令和4年4月6日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第1号の番号2について報告いたします。
令和4年4月6日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第1号の番号3について報告いたします。
令和4年4月6日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると

認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第1号の番号4について報告いたします。

令和4年4月6日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第1号の番号5について報告いたします。

令和4年4月6日、私と副の馬場会長は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

2番 番号5について、申請人が事業計画の目的を実施するのか教えてください。

事務局 申請人が、トマトやイチゴなどを作っており、それらを試食する場所やトイレ、販売所を整備するものです。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第1号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第1号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

末永 義弘委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。

資料8頁の番号1をご覧ください。末永 義弘委員が関係する案件です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は343㎡、作物は野菜です。

以上計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

27番 議案第2号の番号1について報告いたします。

令和4年4月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 議案第2号の末永委員が関係する番号1の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第2号の末永委員が関係する番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第2号の末永委員が関係する番号1の案件について、許可することに決定しました。

末永委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、重水 賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料8頁の番号3をご覧ください。重水 賢治委員が関係する案件です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,431㎡、作物は水稻です。

以上計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第2号の番号3について報告いたします。

令和4年4月18日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 議案第2号の重水委員が関係する番号3の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第2号の重水委員が関係する番号3の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第2号の重水委員が関係する番号3の案件について、許可することに決定しました。

重水委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 議案第2号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。資料の8頁から19頁をご覧ください。10件です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は21,434㎡、作物はお茶です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,186㎡、作物は甘藷です。
番号5・6・7は関連案件になります。番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は番号5・6・7を合わせまして2,661㎡、作物は水稻です。
番号6の権利種別は賃借権、権利取得後の経営面積は2,661㎡、作物は水稻です。
番号7の権利種別は賃借権、権利取得後の経営面積は2,661㎡、作物は水稻です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,638㎡、作物は水稻です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,230㎡、作物は水稻です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,199㎡、作物は水稻です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は31,900㎡、作物は水稻です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は183,790㎡、作物は水稻です。
以上、計10件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

3番 議案第2号の番号2について報告いたします。

令和4年4月20日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第2号の番号4について報告いたします。

令和4年4月22日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番 議案第2号の番号5について報告いたします。

令和4年4月19日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番 議案第2号の番号6について報告いたします。

令和4年4月19日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番 議案第2号の番号7について報告いたします。

令和4年4月19日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 3 番 議案第2号の番号8について報告いたします。

令和4年4月21日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 7 番 議案第2号の番号9について報告いたします。

令和4年4月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第2号の番号10について報告いたします。

令和4年4月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第2号の番号11について報告いたします。

令和4年4月21日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第2号の番号12について報告いたします。

令和4年4月21日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第2号の議事参与制限以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第2号の議事参与制限以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第2号の議事参与制限以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第3号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の20頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みであるため、始末書を添付しての申請となっております。また、隣接地の雑種地と一体利用面積は4,052㎡です。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第3号の番号1について報告いたします。

令和4年4月20日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第3号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第3号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第3号の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第4号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、日程第6、議案第5号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8が関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の22頁をご覧ください。1件です。

番号1は、25頁の議案第5号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年3月28日付指令日農委第5号96で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

先月の申請では2筆での申請でしたが、今回、相続が済んだ分を1筆追加し事業計画変更するものであります。なお、既に転用済みのため始末書が添付しております。

また、隣接地も含めた一体利用面積は、先月6,848㎡と申しましたが、農道の反対側が抜けていたとのことで一体利用面積は7,785㎡であります。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

15番 議案第4号の番号1と議案第5号の番号8については、一括して報告いたします。

令和4年4月20日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第4号と関連する議案第5号の番号8について、承認及び許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

2番 産業廃棄物の一次仮置場としてなっているが、どのようなものが持ち込まれるのか教えてください。

15番 産業廃棄物となっていますが、持ち込まれるものは、木くず、草木・竹類でそのようなものをもってきて、粉碎して堆肥化しており、建設廃材等については持ち込んでおりません。

会長 よろしいですか。他にございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第4号と関連する議案第5号の番号8の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第4号と関連する議案第5号の番号8の案件は、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第5号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8以外の案件を議題とします。それでは、まず議事参与制限の案件を先に審議します。

末永 義弘委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24頁の番号1をご覧ください。末永 義弘委員が関係する案件です。

転用目的は、一般住宅、通路、権利種別は所有権移転です。

なお通路部分について、隣接する雑種地も一体利用し、一般住宅建築予定地も含めた全体面積は514㎡です。

以上、1件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

27番 議案第5号の番号1について報告いたします。

令和4年4月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 会長 はい、ありがとうございました。
議案第5号の番号1の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第5号の末永委員が関係する番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第5号の末永委員が関係する番号1の案件について、許可することに決定しました。
末永委員に着席の連絡をしてください。
- 18番 [着席]
- 会長 次に、議案第5号の議事参与以外の案件を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、番号1及び番号8を除く6件について説明いたします。
番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。
番号3の転用目的は、駐車場、堆肥置場、資材置場、権利種別は所有権移転です。
番号4の転用目的は、倉庫、駐車場、資材置場、権利種別は所有権移転です。
番号5から番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
なお、番号4については、一部転用済みのため始末書が添付されております。
番号7については、一般住宅の概ね500㎡を超えておりますが、進入路(181㎡)を確保する必要があることから、超過理由書が添付されております。
以上、番号1及び番号8を除く計6件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 27番 議案第5号の番号2について報告いたします。
令和4年4月21日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 5番 議案第5号の番号3について報告いたします。
令和4年4月23日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。
農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第5号の番号4について報告いたします。

令和4年4月23日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して倉庫、駐車場、資材置場を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第5号の番号5について報告いたします。

令和4年4月18日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第5号の番号6について報告いたします。

令和4年4月21日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第5号の番号7について報告いたします。

令和4年4月21日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第5号の番号1、番号8以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第5号の番号1、番号8以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第5号の番号1、番号8以外の案件について、許可することに決定しました。

<休憩：10時05分～10時15分>

会長

次に、日程第7、議案第6号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の34頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

番号2は、20年以上経過した道路です。

番号3は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

2番

議案第6号の番号1について報告いたします。

令和4年4月19日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第6号の番号2について報告いたします。

令和4年4月19日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第6号の番号3について報告いたします。

令和4年4月20日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第6号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第6号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第6号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第7号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

23番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の番号3、番号4です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,560㎡、計1,560㎡、うち再設定面積は371㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の下池委員が関係する利用権設定の番号3、番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の下池委員が関係する利用権設定の番号3、番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

23番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39頁の番号9、番号10です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は2,071㎡、畑は1,327㎡、計3,398㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の横山委員が関係する利用権設定の番号9、番号10の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の横山委員が関係する利用権設定の番号9、番号10の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の番号13です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田はなし、畑は967㎡、計967㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の東委員が関係する利用権設定の番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の東委員が関係する利用権設定の番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の番号14、44頁の農地中間管理事業分の番号19、番号20です。貸借です。

面積について、田は1,272㎡、畑は2,824㎡、計4,096㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号14及び農地中間管理事業の番号19、番号20の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号14及び農地中間管理事業の番号19、番号20の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の番号15、45頁の農地中間管理事業分の番号21です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は1,256㎡、計1,256㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の春成委員が関係する利用権設定の番号15及び農地中間管理事業の番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の春成委員が関係する利用権設定の番号15及び農地中間管理事業の番号21の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 議案第7号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明に入ります。まず、利用権設定分です。資料の38頁から40頁です。貸借です。面積について、田は6,562㎡、畑は1,807㎡、計8,369㎡、うち再設定面積は5,195㎡、利用権設定件数は8件、うち再設定件数は5件です。

次に、農地中間管理機構分です。資料の41頁から48頁です。貸借です。

面積について、田は42,133㎡、畑は13,118㎡、計55,251㎡、うち再設定面積は3,190㎡、利用権設定件数は38件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第7号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和4年度4月総会を閉会します。

(閉会 10時40分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

10番

11番